

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月 9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第21号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24年佐賀県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語は、<u>法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。</p>	<p><u>佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語は、<u>法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。</p>

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町</p>	<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町</p>

改正前		改正後	
又は広域連合が処理することとする。		又は広域連合が処理することとする。	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
1～5 略		1～5 略	
6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この号及び次号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) 略	各市町	6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この号及び次号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) 略	各市町
6の2～28 略		6の2～28 略	

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第3条 住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。